

都心から  
一番近い  
木々のまち

流山市  
Nagareyama City

# おくやみ ハンドブック

## ご遺族の皆様へ

ご家族・ご親族のご逝去に対し、謹んでお悔やみ申し上げます。

流山市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない市役所関係の手續と、その他、一般的な手續について、ハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てば幸いです。

### 【流山市おくやみ相談窓口】

電話：04-7126-0591

FAX：04-7150-3309



## おくやみ相談窓口のご案内

流山市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみ相談窓口」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

※流山市に住民登録をされていた方が対象です。

## おくやみ相談窓口でできること

### ●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1か所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

### ●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

### ●専用ブースで安心して相談できます

## 予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

予約の際、亡くなられた方の情報を聞き取りさせていただきます。本冊子のチェックリストを事前にご確認のうえ、お時間に余裕をもってお電話ください。

### ●電子申請

- ① 「ちば電子申請サービス（流山市）」にアクセス
- ② キーワード「おくやみ」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって申請してください。

#### 【URL】

[https://apply.e-tumo.jp/city-nagareyama-chiba-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://apply.e-tumo.jp/city-nagareyama-chiba-u/offer/offerList_initDisplay.action)



### ●電話予約 ※ご予約は予約する日の 3 開庁日前までに お願いします。

電話番号：04-7126-0591

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）

【問い合わせ先】

流山市おくやみ相談窓口

TEL：04-7126-0591 FAX：04-7150-3309

場 所：流山市平和台1丁目1番地の1 流山市役所第1庁舎1階 市民課前

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）

# もくじ

死亡に伴う各種届出チェックリスト	P.1
死亡に伴う各種手続について	P.6
1. 住民登録に関する手続	P.7
2. 税金に関する手続	P.8
3. 年金に関する手続	P.12
4. 医療に関する手続	P.14
5. 子どもに関する手続	P.16
6. 介護保険に関する手続	P.19
7. 福祉(障害)に関する手続	P.20
8. 上下水道に関する手続	P.26
9. その他の手続	P.27
市役所外での手続一覧	P.29
よくあるご質問	P.31
市役所庁舎フロア案内図	P.35
委任状	P.37
戸籍謄抄本等の郵送依頼書	P.39
相続人確認表	P.41
法定相続情報証明制度について	P.42



## 死亡に伴う各種届出チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
住民登録	マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの返却 住民基本台帳カードの返却	市民課 (第1庁舎1階①) TEL: 04-7150-6075 FAX: 04-7150-3309 各出張所窓口	P.7
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)の返却 または破棄		
税金	税金の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	納付に係る手続	税制課 (第1庁舎1階④) TEL: 04-7150-6072 FAX: 04-7159-0946	P.8
		<input type="checkbox"/>	口座振替停止の手続		
	固定資産を持っていた ※所有権移転登記が済んでいない	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定(変更)届の提出	資産税課 (第1庁舎1階⑤) TEL: 04-7150-6074 FAX: 04-7159-0946 管轄の法務局 千葉地方法務局 松戸支局 TEL: 047-363-6278	P.9
	市民税・県民税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	相続人代表者指定届の提出	市民税課 (第1庁舎1階⑥) TEL: 04-7150-6073 FAX: 04-7159-0946	P.10
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	廃車または名義変更の手続	市民税課 (第1庁舎1階⑥) TEL: 04-7150-6073 FAX: 04-7159-0946	P.11
	二輪車(126cc以上)を所有していた	<input type="checkbox"/>	廃車または名義変更の手続 ※持ち物等についてはお問い合わせください。	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 TEL: 050-5540-2023	—
	普通自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>		—	
三輪・四輪の軽自動車を所有していた	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 TEL: 050-3816-3117		—	
年金	国民年金のみ受給していた 国民年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、必要な手続の確認をしてください。	保険年金課 国民年金係 (第1庁舎1階②) TEL: 04-7150-6110 FAX: 04-7150-3309	P.12
	厚生年金を(も)受給していた 厚生年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ・ねんきんダイヤル TEL: 0570-05-1165 ・お近くの年金事務所 【参考】松戸年金事務所 TEL: 047-345-5517		

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
年金	共済年金を受給していた 共済年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	加入していた共済組合にお問 い合わせください。	各共済組合	P.13
	農業者年金を受給していた 農業者年金に加入していた	<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局にてご確 認後、最寄りのJA窓口にて お手続きください。	農業委員会事務局 (第2庁舎3階④) TEL:04-7150-6102 FAX:04-7158-5840	
	企業年金を受給していた	<input type="checkbox"/>	企業年金連合会(年金相談室) へお問い合わせください。	企業年金連合会 (年金相談室) TEL:0570-02-2666	—
医療	国民健康保険に 加入していた	<input type="checkbox"/>	保険証の返却	保険年金課 国民健康保険係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7150-6077 FAX:04-7150-3309	P.14
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の申請		
		<input type="checkbox"/>	相続人による別送届の提出	保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7150-6077 FAX:04-7150-3309	
	後期高齢者医療保険に 加入していた	<input type="checkbox"/>	保険証の返却	保険年金課 後期高齢者医療係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7199-3306 FAX:04-7150-3309	P.15
		<input type="checkbox"/>	葬祭費の申請		
		<input type="checkbox"/>	相続人による別送届の提出	保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7150-6077 FAX:04-7150-3309	
	健康保険組合に加入していた	<input type="checkbox"/>	加入していた健康保険組合に ご確認ください。	各健康保険組合	—

**死亡に伴う各種届出チェックリスト** (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
子ども	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給者変更手続	子ども家庭課 (第2庁舎2階②) TEL:04-7150-6082 FAX:04-7158-6696	P.16
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	受給者死亡届提出		
	子ども医療費助成受給券を交付されていた	<input type="checkbox"/>	受給券の返納 返納届提出の手続		P.17
	ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた	<input type="checkbox"/>	受給券の返納 返納届提出の手続		
	養育医療券を交付されていた	<input type="checkbox"/>	受給券の返納 返納届提出の手続		
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の返却	介護支援課 (第2庁舎1階②) TEL:04-7150-6531 FAX:04-7159-5055	P.19
	保険料が発生していた	<input type="checkbox"/>	相続人による別送届の提出	保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL:04-7150-6077 FAX:04-7150-3309	
福祉(障害)	身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、 療育手帳 を交付されていた	<input type="checkbox"/>	障害者手帳の返却	障害者支援課 (第2庁舎1階③) TEL:04-7150-6081 FAX:04-7158-2727	P.20
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当受給者死亡の届出		
	特別障害者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当受給者死亡の届出		

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
福祉 (障害)	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当受給資格者死亡の届出 特別児童扶養手当対象児童死亡の届出	障害者支援課 (第2庁舎1階③) TEL: 04-7150-6081 FAX: 04-7158-2727	P.21
	流山市福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	流山市福祉手当受給権消滅届		P.22
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)の返還		P.23
	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	<input type="checkbox"/>	死亡・重度障害届出書 年金支給請求書の提出 弔慰金請求書		P.24
	重度障害者医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	重度障害者医療費助成受給券の返却 資格喪失届		P.25
	福祉タクシー券を利用していた	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券の喪失届 未使用分の福祉タクシー券の返却		
	自動車燃料費助成券を利用していた	<input type="checkbox"/>	自動車燃料費助成券の喪失届 未使用分の自動車燃料費助成券の返却		
	児童通所施設を利用していた	<input type="checkbox"/>	通所受給者証の通所給付決定保護者の変更又は返却		
	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証の返却		
	地域生活支援サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービス受給者証の支給決定障害者等保護者の変更又は返却		

## 死亡に伴う各種届出チェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先	詳細ページ
上下水道	上下水道を使用していた	<input type="checkbox"/>	名義変更または閉栓手続 公共下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯は世帯人数の変更手続	上下水道局 お客様センター TEL: 04-7159-5311 FAX: 04-7158-6989	P.26
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	<input type="checkbox"/>	受益者変更届の提出	上下水道局 経營業務課 TEL: 04-7159-5370 FAX: 04-7159-9604	
	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取取消(変更)申請	森のまちエコセンター TEL: 04-7154-5736 FAX: 04-7154-5005	
その他	家財整理をしたい	<input type="checkbox"/>	クリーンセンターへのごみの搬入	流山市クリーンセンター TEL: 04-7157-7411 FAX: 04-7150-8070	P.27
	流山市立図書館を利用していた	<input type="checkbox"/>	図書館の利用カードの返却 貸出中の資料の返却	中央図書館 TEL: 04-7159-4646 FAX: 04-7159-4765 各図書館カウンター	—
	道路を占用していた	<input type="checkbox"/>	占用許可の廃止 または変更手続	道路管理課 (第3庁舎1階①) TEL: 04-7150-6093 FAX: 04-7150-2862	P.27
	河川用地または水路用地を占用していた	<input type="checkbox"/>	占用許可の廃止 または変更手続	河川課 (第3庁舎1階②) TEL: 04-7150-6095 FAX: 04-7150-2862	P.28

MEMO



## 死亡に伴う各種手続について

本人確認書類が必要な手続の場合、下記の本人確認書類「A」を1点、または「B」を2点お持ちください。

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

### 本人確認書類

#### A：1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

#### B：2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、基礎年金番号通知書、学生証 など

### ホームページIDとQRコードについて

ホームページIDまたはQRコード（詳細ページ各項目に記載）から、該当のホームページを検索することができます。

#### ●ホームページIDで検索する方法

- ① 流山市ホームページを開きます（<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/>）
- ② 「広報ID検索」のタブを選択し、検索窓に、表示させたいホームページIDを入力し、「表示」ボタンをクリックします。

#### ●QRコードから表示する方法

お手持ちのスマートフォンなどのQRコードリーダーで、該当するQRコードを読み取ります。

## 1. 住民登録に関する手続

### マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続・必要なもの	期 限
<p><b>マイナンバーカード、住民基本台帳カードの返却</b></p> <p>亡くなられた方がマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。マイナンバーカード、住民基本台帳カードを返却してください。</p> <p>※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード</p>	<p>なし</p> <p><b>手続可能な人</b></p> <p>どなたでも可</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>市民課（第1庁舎1階①） TEL：04-7150-6075 FAX：04-7150-3309</p> <p>または、各出張所窓口</p>

### 印鑑登録をしていた

手続・必要なもの	期 限
<p><b>印鑑登録証（カード）の返却または破棄</b></p> <p>亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。</p> <p>同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）</p>	<p>なし</p> <p><b>手続可能な人</b></p> <p>どなたでも可</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>市民課（第1庁舎1階①） TEL：04-7150-6075 FAX：04-7150-3309</p> <p>または、各出張所窓口</p>

## 2. 税金に関する手続

### 税金の納付が済んでいない


手続・必要なもの	期 限
<b>納付に係る手続</b> 亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	納付書に記載の納期限まで
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 納付書	<b>手続可能な人</b> 相続人
	<b>問い合わせ先</b> 税制課（第1庁舎1階④） TEL：04-7150-6072 FAX：04-7159-0946

手続・必要なもの	期 限
<b>口座振替停止の手続</b> 亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	停止を希望する口座振替日の2週間前まで
<b>▼必要なもの</b> なし	<b>手続可能な人</b> 相続人
	<b>問い合わせ先</b> 税制課（第1庁舎1階④） TEL：04-7150-6072 FAX：04-7159-0946

MEMO


## 2. 税金に関する手続

### 固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続・必要なもの	期 限
<p><b>相続人代表者指定（変更）届の提出</b></p> <p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続をお願いします。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p>法定相続人の方が相続される場合は、原則不要</p> <p>※ 法定相続人以外の方が相続される場合は、遺言書の写し等が必要です。</p>	<p>相続が発生した年内</p> <p>※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内</p> <p><b>手続可能な人</b></p> <p>相続人代表者となる方</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>資産税課（第1庁舎1階⑤） TEL：04-7150-6074 FAX：04-7159-0946</p> <p>管轄の法務局 千葉地方法務局 松戸支局 TEL：047-363-6278</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>ホームページ ID： 1000509</p> </div>

MEMO

## 市民税・県民税が課税されていた

手続・必要なもの	期 限
<p><b>相続人代表者指定届の提出</b></p> <p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類</p>	<p>相続開始を知った日から <b>3カ月以内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定届が届いた方は約2週間以内</p> <p><b>手続可能な人</b></p> <p><b>相続人代表者となる方</b></p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>市民税課（第1庁舎1階⑥） TEL：04-7150-6073 FAX：04-7159-0946</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <p>ホームページ ID： 1029726</p> </div>

### MEMO

## 2. 税金に関する手続


### 原動機付自転車 (125cc 以下) ・ 小型特殊自動車を所有していた

手続・必要なもの	期 限
<b>廃車の手続</b> 亡くなられた方の名義で車両（ナンバープレート）を所有していた場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）または名義変更の手続をしてください。	亡くなられた日から <b>30 日以内</b>
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合：相続人からの委任状	<b>手続可能な人</b> ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	<b>問い合わせ先</b> 市民税課（第1庁舎1階⑥） TEL：04-7150-6073 FAX：04-7159-0946


手続・必要なもの	期 限
<b>流山市内の相続人への名義変更</b> 亡くなられた方の名義で車両（ナンバープレート）を所有していた場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）または名義変更の手続をしてください。	亡くなられた日から <b>15 日以内</b>
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本等）	<b>手続可能な人</b> ①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続される場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。
	<b>問い合わせ先</b> 市民税課（第1庁舎1階⑥） TEL：04-7150-6073 FAX：04-7159-0946

### 3. 年金に関する手続

#### 国民年金のみ受給<sup>(※)</sup>していた、国民年金に加入していた

手続・必要なもの	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、必要な手続の確認をしてください。</p> <p>※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。</p>	—
	手続可能な人
	—
	問い合わせ先
	<p>保険年金課 国民年金係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6110 FAX：04-7150-3309</p>
	 <p>ホームページ ID： 1030937</p>

#### 厚生年金を(も)受給<sup>(※)</sup>していた、厚生年金に加入していた

手続・必要なもの	期 限
<p>亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。</p> <p>※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤル等へお問い合わせください。</p>	—
	手続可能な人
	—
	問い合わせ先
	<p>ねんきんダイヤル TEL：0570-05-1165</p> <p>お近くの年金事務所</p> <p>【参考】 松戸年金事務所 TEL：047-345-5517</p> <p>日本年金機構ホームページ</p>
	

### 3. 年金に関する手続

#### 共済年金を受給していた、共済年金に加入していた

手続・必要なもの	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続や提出書類が異なります。亡くなられた方等の基礎年金番号の分かるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続可能な人
	—
	問い合わせ先
	各共済組合

#### 農業者年金を受給していた、農業者年金に加入していた

手続・必要なもの	期 限
<b>農業者年金死亡関係届出書の提出</b> 受給権者または加入者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続可能な人
	ご遺族の方
	問い合わせ先
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 農業者年金証書（農業者年金を受給していた場合） <input type="checkbox"/> 農業者年金被保険者証（農業者年金に加入していた場合） <input type="checkbox"/> 死亡日が確認できる住民票の写し、または 除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 （第2庁舎3階④） TEL：04-7150-6102 FAX：04-7158-5840


MEMO



## 4. 医療に関する手続

### 国民健康保険に加入していた

手続・必要なもの	期 限
<b>保険証の返却</b> 被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収しております。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険証	<b>手続可能な人</b> どなたでも可 <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 国民健康保険係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309


手続・必要なもの	期 限
<b>葬祭費の申請</b> 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から <b>2年間</b>
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	<b>手続可能な人</b> 葬祭執行者 <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 国民健康保険係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309  ホームページ ID： 1000566

手続・必要なもの	期 限
<b>相続人による別送届の提出</b> 後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。	約2週間以内
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 法定相続人：戸籍謄本の写し等 指定相続人：遺言書の写し等	<b>手続可能な人</b> 相続人 <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309

## 4. 医療に関する手続

### 後期高齢者医療保険に加入していた


手続・必要なもの	期 限
<b>保険証の返却</b> 被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために被保険証を回収しております。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険証	<b>手続可能な人</b> どなたでも可 <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 後期高齢者医療係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7199-3306 FAX：04-7150-3309

手続・必要なもの	期 限
<b>葬祭費の申請</b> 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（原則喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書）	<b>手続可能な人</b> 葬祭執行者（喪主の方） <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 後期高齢者医療係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7199-3306 FAX：04-7150-3309
	 ホームページ ID： 1000604

手続・必要なもの	期 限
<b>相続人による別送届の提出</b> 後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。 ※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。	約2週間以内
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類 法定相続人：戸籍謄本の写し等    指定相続人：遺言書の写し等	<b>手続可能な人</b> 相続人 <b>問い合わせ先</b> 保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309

## 5. 子どもに関する手続

### 児童手当を受給していた


手続・必要なもの	期 限
<b>受給者変更手続</b> 児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続が必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
<b>▼必要なもの（受給予定者のもの）</b> <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	<b>手続可能な人</b> 受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
<b>▼必要なもの（お子様のもの）</b> <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳又はキャッシュカード	<b>問い合わせ先</b> 子ども家庭課 （第2庁舎2階②） TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696  ホームページ ID： 1001252

### 児童扶養手当を受給していた


手続・必要なもの	期 限
<b>受給者死亡届提出</b> 受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続が必要ですので、ご相談ください。	14日以内
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の印鑑	<b>手続可能な人</b> 親族など
	<b>問い合わせ先</b> 子ども家庭課 （第2庁舎2階②） TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696  ホームページ ID： 1001250

## 5. 子どもに関する手続

### 子ども医療費助成受給券を交付されていた

手続・必要なもの	期 限
<b>受給券の返納、返納届提出の手続</b> 子ども医療費助成受給券を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。 なお、手続は各出張所でも受け付けています。	なし
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	<b>手続可能な人</b> 児童の保護者
	<b>問い合わせ先</b> 子ども家庭課 (第2庁舎2階②) TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696  ホームページ ID： 1010394

### ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付されていた

手続・必要なもの	期 限
<b>受給券の返納、返納届提出の手続</b> ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付していた方が亡くなった場合、その受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療費等助成受給券 <input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類	<b>手続可能な人</b> <b>【児童が亡くなった場合】</b> 児童の保護者 <b>【保護者が亡くなった場合】</b> ご家族の方
	<b>問い合わせ先</b> 子ども家庭課 (第2庁舎2階②) TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696  ホームページ ID： 1001263

## 養育医療券を交付されていた

手続・必要なもの	期 限
<p><b>受給券の返納、返納届提出の手続</b></p> <p>養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券</p> <p><input type="checkbox"/> 手続を行う人の本人確認書類</p>	なし
	手続可能な人
	乳児の保護者
	<p>問い合わせ先</p> <p>子ども家庭課 (第2庁舎2階②) TEL：04-7150-6082 FAX：04-7158-6696</p>

MEMO

## 6. 介護保険に関する手続

### 65 歳以上または介護認定を受けていた

手続・必要なもの	期 限
<p>介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の返却または破棄</p> <p>介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証</p>	<p>なし</p> <p>手続可能な人</p> <p>どなたでも可</p> <p>問い合わせ先</p> <p>介護支援課 (第2庁舎1階②) TEL：04-7150-6531 FAX：04-7159-5055</p>

### 保険料が発生していた

手続・必要なもの	期 限
<p>相続人による別送届の提出</p> <p>後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合がございます。</p> <p>独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。</p> <p>なお、既に送付先指定届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。</p> <p>※郵送手続可。お電話でご連絡いただければ別送届を郵送でお送りします。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類</p> <p>法定相続人：戸籍謄本の写し等</p> <p>指定相続人：遺言書の写し等</p>	<p>約2週間以内</p> <p>手続可能な人</p> <p>相続人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課 保険料収納係 (第1庁舎1階②) TEL：04-7150-6077 FAX：04-7150-3309</p>

## 7. 福祉（障害）に関する手続

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続・必要なもの	期 限
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の返還 亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	<b>手続可能な人</b> どなたでも可
 <b>【身体】</b> ホームページID: 1000980	<b>問い合わせ先</b> 障害者支援課 (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727
 <b>【精神】</b> ホームページID: 1000981	
 <b>【療育】</b> ホームページID: 1000982	

### 障害児福祉手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出) 亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	<b>手続可能な人</b> 親族
	<b>問い合わせ先</b> 障害者支援課 (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

### 特別障害者手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出) 亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続が必要です。	死亡日から14日以内
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	<b>手続可能な人</b> 親族
	<b>問い合わせ先</b> 障害者支援課 (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

## 7. 福祉（障害）に関する手続

### 特別児童扶養手当を受給していた

手続・必要なもの	期 限
<p>保護者の方が亡くなられた場合：</p> <p>特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）</p> <p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書</li> <li><input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し又は戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可）</li> <li><input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し</li> <li><input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> </ul>	<p>死亡日から 14 日以内</p> <p>手続可能な人</p> <p>親族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>障害者支援課 （第2庁舎1階③） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727</p>

手続・必要なもの	期 限
<p>児童が亡くなられた場合：</p> <p>特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）</p> <p>亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書</li> <li><input type="checkbox"/> 印鑑</li> </ul>	<p>死亡日から 14 日以内</p> <p>手続可能な人</p> <p>親族</p> <p>問い合わせ先</p> <p>障害者支援課 （第2庁舎1階③） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727</p>



## 流山市福祉手当を受給されていた

手続・必要なもの	期 限
<p>流山市福祉手当受給権消滅届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出</p> <p>亡くなられた方が流山市福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの</p>	<p>死亡日から 14 日以内</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>親族</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>障害者支援課 （第2庁舎1階③） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727</p>

## 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続・必要なもの	期 限
<p>自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還</p> <p>亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。</p> <p>自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>障害者支援課 （第2庁舎1階③） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727</p>

## 7. 福祉（障害）に関する手続

### 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

手続・必要なもの	期 限
<p>掛金を支払っていた方が亡くなられた場合： 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出</p> <p>掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求となります。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書</li> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票</li> <li><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票</li> <li><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの</li> </ul>	<p>掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内</p> <p>手続可能な人</p> <p>年金を受給する方又は扶養年金管理者</p> <p>問い合わせ先</p> <p>障害者支援課 (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727</p>

手続・必要なもの	期 限
<p>年金を受給予定していた方が亡くなられた場合： 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書</p> <p>年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金の請求が必要となります。</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票</li> <li><input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票</li> <li><input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの</li> </ul>	<p>受給予定者が亡くなられた日から3年以内</p> <p>手続可能な人</p> <p>年金加入者又は扶養年金管理者</p> <p>問い合わせ先</p> <p>障害者支援課 (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727</p>

手続・必要なもの	期 限
<p>年金を受給していた方が亡くなられた場合： 死亡・重度障害届出書</p> <p>▼必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票</li> </ul>	<p>死亡日から14日以内</p> <p>手続可能な人</p> <p>指定相続人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>障害者支援課 (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727</p>

## 重度障害者医療費の助成を受けていた

手続・必要なもの	期 限
<b>重度障害者医療費助成受給券の返却及び資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出</b> 亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。	<b>死亡日から 14 日以内</b>
	<b>手続可能な人</b>
	<b>親族</b>
	<b>問い合わせ先</b>
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給券 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	<b>障害者支援課</b> (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

## 福祉タクシー券を利用していた

手続・必要なもの	期 限
<b>福祉タクシー券の喪失届と未使用分の福祉タクシー券の返却</b> 亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	<b>なし</b>
	<b>手続可能な人</b>
	<b>どなたでも可</b>
	<b>問い合わせ先</b>
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	<b>障害者支援課</b> (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

## 自動車燃料費助成券を利用していた

手続・必要なもの	期 限
<b>自動車燃料費助成券の喪失届と未使用分の自動車燃料費助成券の返却</b> 亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車燃料給油券があれば返却となります。	<b>なし</b>
	<b>手続可能な人</b>
	<b>どなたでも可</b>
	<b>問い合わせ先</b>
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料給油券	<b>障害者支援課</b> (第2庁舎1階③) TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

## 7. 福祉（障害）に関する手続

### 児童通所施設を利用していた

手続・必要なもの	期 限
<b>通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却</b> 亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 通所受給者証	<b>手続可能な人</b> どなたでも可 <b>問い合わせ先</b> 障害者支援課 （第2庁舎1階③） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

### 障害福祉サービスを利用していた

手続・必要なもの	期 限
<b>障害福祉サービス受給者証の返却</b> 亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	<b>手続可能な人</b> どなたでも可 <b>問い合わせ先</b> 障害者支援課 （第2庁舎1階③） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

### 地域生活支援サービスを利用していた

手続・必要なもの	期 限
<b>地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却</b> 亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなった場合には地域生活支援サービス受給者証の返却となります。	なし
<b>▼必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	<b>手続可能な人</b> どなたでも可 <b>問い合わせ先</b> 障害者支援課 （第2庁舎1階③） TEL：04-7150-6081 FAX：04-7158-2727

## 8. 上下水道に関する手続

### 上下水道を使用していた

手続・必要なもの	期 限
<b>名義変更または閉栓手続、世帯人数の変更手続</b> 亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続が必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続が必要です。 ※電話手続可 <b>▼必要なもの</b> なし	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。 <b>手続可能な人</b> 親族または同居者が望ましい <b>問い合わせ先</b> 上下水道局 お客様センター TEL：04-7159-5311 FAX：04-7158-6989

### 下水道事業受益者負担金を納付中であつた

手続・必要なもの	期 限
<b>受益者変更届の提出</b> 下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続をお願いします。 <b>▼必要なもの</b> なし ※ 郵送手続可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があつた 14日以内 <b>手続可能な人</b> どなたでも可 <b>問い合わせ先</b> 上下水道局 経營業務課 TEL：04-7159-5370 FAX：04-7159-9604


### し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続・必要なもの	期 限
<b>し尿くみ取取消（変更）申請</b> 亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更が必要です。 森のまちエコセンター・市民課または最寄りの出張所へ届け出てください。 <b>▼必要なもの</b> なし	なし <b>手続可能な人</b> どなたでも可 <b>問い合わせ先</b> 森のまちエコセンター TEL：04-7154-5736 FAX：04-7154-5005 ホームページ ID：1002563




## 9. その他の手続


### 家財整理をしたい

手続・必要なもの	期 限
<p><b>クリーンセンターへのごみの搬入</b></p> <p>クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所職員に提示してください。</p> <p>※一部クリーンセンターで処分できない物があります。</p> <p>※ごみの発生場所（住所）が流山市外の場合は搬入できません。</p> <p>▼必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）</p>	<p>なし （搬入日当日にお持ちください）</p> <p>手続可能な人 基本的にご親族の方</p> <p>問い合わせ先 流山市クリーンセンター TEL：04-7157-7411 FAX：04-7150-8070</p> <p> ホームページ ID： 1002429</p>

### 道路を占用していた

手続・必要なもの	期 限
<p><b>占用許可の廃止または変更手続</b></p> <p>占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。</p> <p>▼必要なもの</p> <p>【道路占用の廃止】</p> <p><input type="checkbox"/> 占用廃止届及び占用許可書の写し</p> <p>【名義の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 道路占用申請書及び表記されている添付書類</p> <p>※詳細は事前にお問い合わせください。</p>	<p>できるだけ速やかに</p> <p>手続可能な人 どなたでも可</p> <p>問い合わせ先 道路管理課 （第3庁舎1階①） TEL：04-7150-6093 FAX：04-7150-2862</p> <p> ホームページ ID： 1010430</p>

## 河川用地または水路用地を占有していた

手続・必要なもの	期 限
<p><b>占有許可の廃止または変更手続</b></p> <p>名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続をしてください。 占有許可を廃止する場合は、廃止の手続をしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。</p> <p><b>▼必要なもの</b></p> <p><b>【準用河川占有許可の名義変更】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 権利譲渡承認申請書</p> <p><b>【準用河川占有許可の名義変更（相続される場合）】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 地位継承届</p> <p><b>【準用河川占有許可の廃止】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 許可申請書及び工作物の除去（乙の4）</p> <p><b>【法定外公共物占有許可の名義の変更】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 流山市法定外公共物占有権利譲渡等承認申請書及び、表記されている添付書類</p> <p><b>【法定外公共物占有許可の名義の変更（相続される場合）】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 流山市法定外公共物占有者地位継承届出書及び、表記されている添付書類</p> <p><b>【法定外公共物占有許可の廃止】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 流山市法定外公共物占有終了・廃止届出書</p>	<p>できるだけ速やかに</p> <p><b>手続可能な人</b></p> <p>どなたでも可</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>河川課 (第3庁舎1階②) TEL：04-7150-6095 FAX：04-7150-2862</p>  <p>ホームページ ID： 1002153</p>

MEMO

## 市役所外での手続一覧

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 TEL: 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・千葉県特定医療費(指定難病)受給者証 ・千葉県肝炎治療受給者証 ・千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・千葉県特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター(保健所)へお問い合わせください。	【住所が流山市の場合】 松戸健康福祉センター(保健所) TEL: 047-361-2121
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
遺言書	<input type="checkbox"/>	検認・開封	【住所が流山市の場合】 千葉家庭裁判所松戸支部(受付・審判係) TEL: 047-313-0152
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	【住所が流山市の場合】 千葉家庭裁判所松戸支部(受付・審判係) TEL: 047-313-0152
預貯金口座等	<input type="checkbox"/>	口座解約手続	各金融機関
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐輪場を利用している	<input type="checkbox"/>	定期利用解除には手続が必要です。 各現地受付所にお問い合わせください。 <b>【市営自転車駐輪場】</b> (公社)流山市シルバー人材センター TEL: 04-7155-3669 対象駅: 流鉄流山線(流山駅、平和台駅、鱈ヶ崎駅) 東武野田線(運河駅、江戸川台駅、初石駅) <b>【その他】</b> (公財)自転車駐輪場整備センター TEL: 03-6262-5322 対象駅: TX沿線(南流山駅、流山セントラルパーク駅、流山おおたかの森駅)	
国税関係	<input type="checkbox"/>	相続税手続等	納税地を所轄する税務署 【流山市の場合】 松戸税務署 TEL: 047-363-1171



該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続	問い合わせ先
不動産登記関係	<input type="checkbox"/>	移転登記	【流山市の不動産の場合】 千葉地方法務局 松戸支局 TEL:047-363-6278
固定電話 (NTT 東日本)	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	局番なし116 TEL:0120-116-000
固定電話 (NTT 東日本以外)	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
携帯電話	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	NHK ふれあいセンター (受信料に関するお問い合わせ) TEL:0570-077-077
電気・ガス	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続	流山警察署 TEL:04-7159-0110 流山運転免許センター TEL:04-7147-2000
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	各契約会社

MEMO

## よくあるご質問 [Q&amp;A]

**Q1** 死亡届を提出したいのですが、どうしたらいいですか？

**A1** 死亡届は、亡くなられた事実を知った日から7日以内に、亡くなられた方の本籍地、届出人の所在地、死亡地のいずれかへ死亡届用紙（医師の証明が記載済みのもの）を提出してください。その際、届出人の印鑑をお持ちください。

ただし、ご依頼されている葬祭業者の方からご提出いただく場合が多いので、葬祭業者の方にすでに提出済みかご確認ください。

（市民課）

**Q2** 世帯主が亡くなりましたが、世帯主変更を行う必要はありますか？

**A2** 世帯主が亡くなられた場合、住民票上次の順位の方が、自動的に世帯主になります。順位とは別の方を世帯主にされる場合は、新しく世帯主となる方が世帯主変更届を提出してください（順位は一般的に、配偶者、子の順になっています）。

（市民課）

**Q3** 故人のマイナンバーが分からない場合どうしたらよいですか？

**A3** 亡くなられた方のマイナンバーカードや通知カードをお持ちでない場合、その方のマイナンバーを知ることはできません。亡くなられた方は、ご本人がマイナンバーを提供することができませんので、各種手続において亡くなられた方のマイナンバーの記載を求められることは通常は想定されておりません。マイナンバーを記載しなくても手続ができるか提出先にお問い合わせください。

（市民課）

**Q4** 故人の保険証などで見つからないものがありますが手続できますか？

**A4** 書類に不足があった場合は、状況に合わせてご案内いたします。

（保険年金課）

**Q5** 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

**A5** 亡くなられた方の本籍地が流山市の場合、原則として死亡届を受理した日（流山市以外に届出をされた場合は、流山市に通知が届いた日）より戸籍審査を経て2週間前後に交付できます。

届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、ご理解いただきますようお願いいたします。ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、市民課にご相談ください。

※電話でお問い合わせの場合、死亡届の届出人の方がお問い合わせください。

亡くなられた方の本籍地が他市町村の場合は、本籍地にお問い合わせください。

（市民課）

**Q6 戸籍謄本等は誰が請求できますか？**

**A6** 戸籍謄本等を請求できるのは、本人及び同一戸籍にいる方、直系親族の方、相続人の方です。それ以外の方が請求される場合には委任状が必要となります。

直系親族の方は、直系親族であることが確認できる戸籍をお持ちください。直系親族以外の方で相続人の方は、相続人であることが確認できる戸籍をお持ちください（流山市の戸籍で確認できる場合は不要です）。

（市民課）

**Q7 死亡の記載のある除住民票は、すぐに取得できますか？**

**A7** 死亡が記載された住民票は、死亡届を受理した日（流山市以外に届出をされた場合は、流山市に通知が届いた日）から数日中に発行できるようになります。

（市民課）

**Q8 除住民票は誰が請求できますか？**

**A8** 除住民票を請求できるのは、原則相続人の方です。相続人であることが確認できる戸籍をお持ちください（流山市の戸籍で確認できる場合は不要です）。そのほか、自己の権利を行使し、または自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある方、国または地方公共団体の機関に提出する必要がある方等も請求できますが、その場合それが確認できる資料等が必要となります。

（市民課）

**Q9 出生から、死亡までの戸籍の取得を求められています。その理由と手続はどうしたらよいですか？**

**A9** 相続人の範囲を確定するために、被相続人の現在の戸籍だけではなく、出生から死亡までの戸籍が必要になります（代襲相続の場合や、兄弟姉妹が相続人となる場合、別の戸籍も必要になります）。

死亡の記載がある戸籍謄本または除籍謄本を取得していただくと、従前の本籍地、筆頭者が記載されていますので、それを元に戸籍を一つ一つさかのぼり、出生の記載がある戸籍に辿りつくまで、繰り返します。戸籍は本籍地でしか取得できませんので、従前の本籍地の市区町村にご申請ください。ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、郵送で取得することも可能です。郵送請求の方法は市民課でもご案内できますが、送付物等詳細は、取得を希望する市区町村にお問い合わせください。

（市民課）

## よくあるご質問 [Q&amp;A]

**Q10** 固定資産税・都市計画税の納税義務者が亡くなったので、相続のため評価証明書が必要となりました。親族であれば証明書の交付は受けられますか？

**A10** 戸籍謄本等によって相続の権利があることが確認できる方に交付しています。また、相続の権利がある方からの委任を受けた代理の方にも交付しています。なお、流山市内にお住まいで、亡くなられた方と住民票上同一世帯であった親族の方は、戸籍謄本等の提示は省略できます。  
(税制課)

**Q11** 固定資産税・都市計画税の納税義務者が亡くなったので、相続により納税義務者が変わります。口座振替をしていたのですが再度口座振替の手続が必要ですか？

**A11** 固定資産税・都市計画税の口座振替については、納税義務者ごとの依頼及び管理となっています。従って納税義務者（共有を含む）が変更となった場合は、再度口座振替の手続が必要となります。  
(税制課)

**Q12** 故人の市民税・県民税はどのようになるのでしょうか？

**A12** 市民税・県民税は、その年の1月1日現在（課税基準日）で市内に住民登録がある方で、かつ前年に所得がある場合、その所得に応じて課税されます。1月1日に亡くなられた場合は課税されず、1月2日以降に亡くなられた場合は、その年度の市民税・県民税が課税されます。

亡くなられた方の納税義務は、相続人が引き継ぐこととなります。相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、市民税課にご提出ください。

課税については、市民税課、納税については、税制課にお問い合わせください。  
(市民税・税制課)

**Q13** 故人の家財整理をしたのですが、どのように処分すればよいですか？

**A13** クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所職員に提示してください。

**【住所が確認できる書類の例】**

直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等  
※ごみの発生場所（住所）が流山市外の場合は搬入できません。

(クリーンセンター)

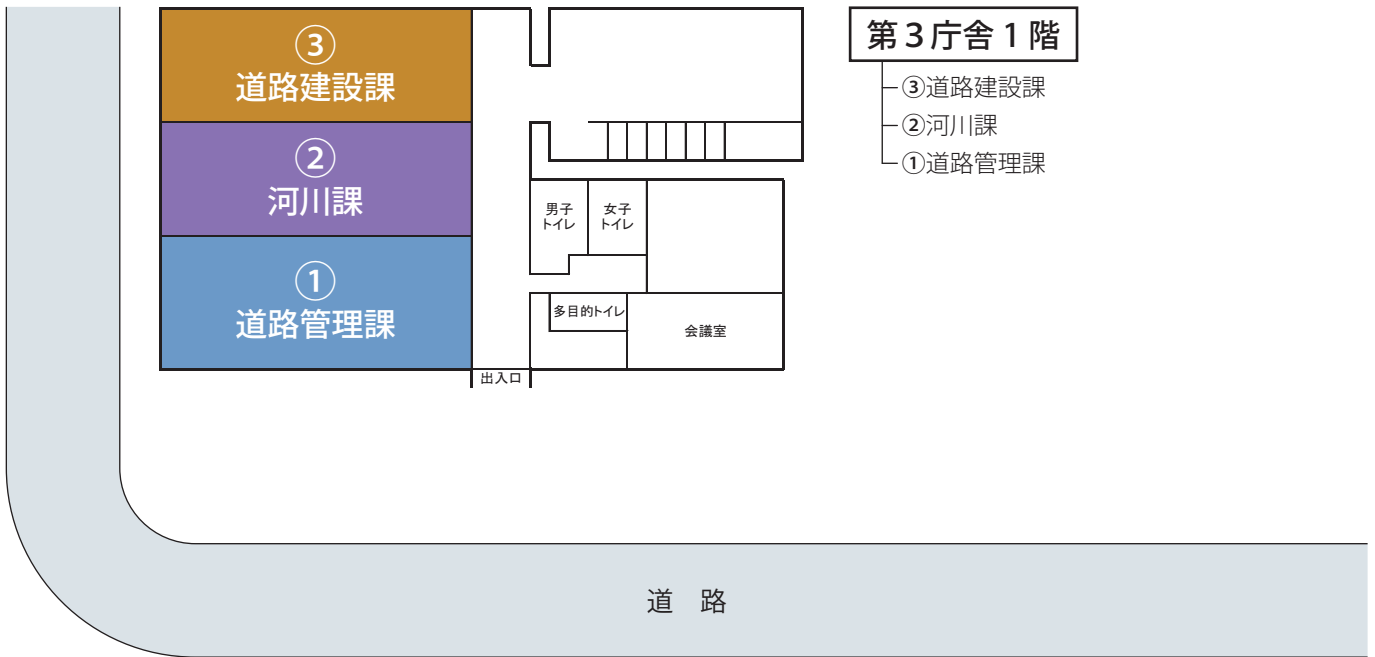
**Q14** し尿くみ取り式のトイレを使用していた方が亡くなりましたが、手続を行う必要はありますか？

**A14** 亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更が必要です。

森のまちエコセンター・市民課または最寄りの出張所へ届け出てください。  
(クリーンセンター)

MEMO

# 市役所庁舎フロア案内図 (令和4年4月1日現在)





# 委任状

## 代理人

住所

---

(方書・部屋番)

---

氏名

---

生年月日

年

月

日生

---

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

---

---

令和

年

月

日

## 委任者

住所

---

(方書・部屋番)

---

氏名

---

生年月日

年

月

日生

---

電話番号

-

-

---

(宛先)流山市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)流山〇子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。



MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



## 戸籍謄抄本等の郵送依頼書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) **流山** 市 ~~区~~ 町 村 長

## 記載例

下記の書類をお送りください。

記

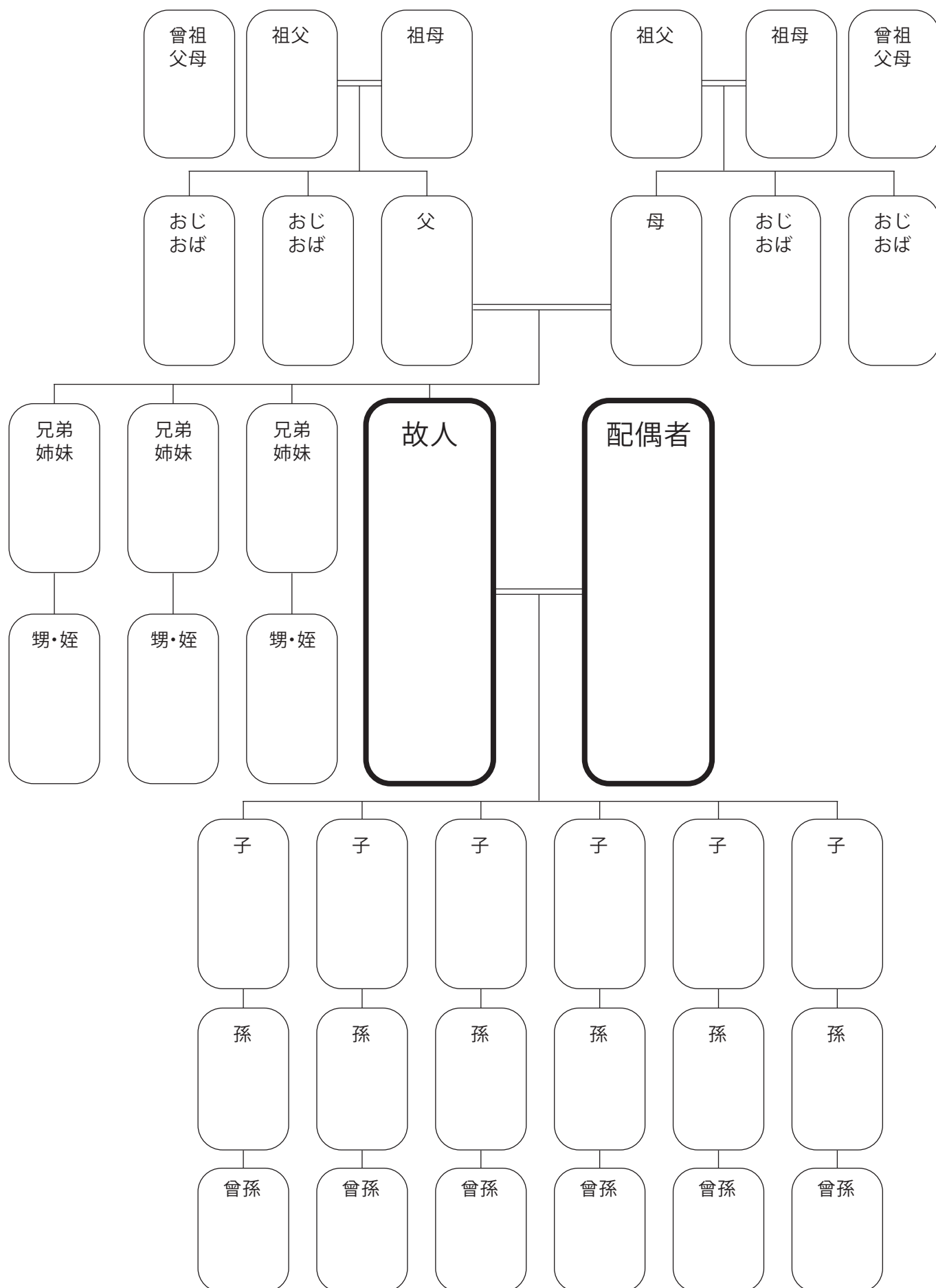
必要な戸籍	本 籍	○△□県○△□市○△町○△1丁目234番地					
	筆頭者	戸籍 太郎					
必要な証明	戸籍全部事項証明(謄本)	1	通	戸籍記載事項証明 通			
	戸籍個人事項証明(抄本)		通	身分証明書 通			
	除籍全部事項証明(謄本)	1	通	戸籍の附票 通			
	除籍個人事項証明(抄本)	1	通	表示が必要な事項の□にチェックしてください。			
	改製原戸籍謄本		通	<input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録地 <input type="checkbox"/> 不要			
戸身証	使用目的等は具体的に記載願います。 また、参考資料ありましたら同封してください。						
必要な戸籍と請求者との関係	本人	<input type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> 夫	<input checked="" type="checkbox"/> 子	<input type="checkbox"/> 父母	<input type="checkbox"/> 孫	<input type="checkbox"/> 祖父母
請求理由 (使用目的・提出先など)	上記以外でその戸籍に記載されている人 ( ) その他 ( )						
手数料/送料	戸籍手数料		□,○△□ 円	送料 (返信用切手)		円	
請求者	住 所	〒270-0111 千葉県流山市江戸川台東1丁目4番地					
	氏 名 (署名又は押印)	戸籍 一郎					
	電話番号	04 (0000) 0000					

事前に本籍地に戸籍謄本等の  
手数料を確認してください。

## 【同封いただくもの】

- 手数料分の定額小為替 (郵便局でご購入ください。)
- 返信用封筒 (切手を貼付し、返送先をご記入ください。)
- 本人確認書類 (運転免許証等の写真付のものは1点、保険証・年金手帳等写真無しのは2点必要です。)

# 家系図（3親等内の親族）



あなたの手続きを応援します！

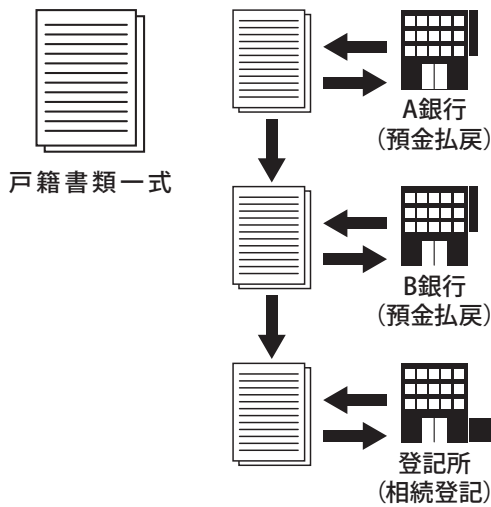
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

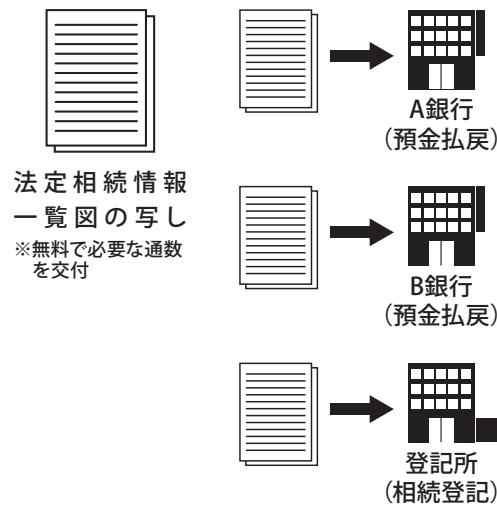
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

司法書士は「くらしの法律家」です

# 相続のことなら

土井司法書士・行政書士事務所へ

相続登記手続一式

預貯金口座の相続手続

戸籍等の取得

自動車名義変更

相続放棄

遺言書の作成

相続登記手続一式(書類作成含む)	66,000円～
相続放棄(家庭裁判所手続)	33,000円/人
自動車名義変更	33,000円～
遺言書の作成	66,000円～

など

※すべて消費税込、  
登録免許税等実費が  
別途必要です。

不動産の相続登記は令和6年から義務化のため、  
早目に手続を行うことをおすすめ致します。

初回相談無料 お気軽にご相談ください



司法書士 行政書士 土井 嘉文

千葉県流山市東深井978-11 「森の図書館」徒歩2分(出張相談OK!)

土井司法書士・行政書士事務所

☎ 04-7128-9280

営業時間: 10:00~18:00(事前予約で時間外・土日祝も対応)

<https://www.ydoi-office.com>

公式HP



# 不動産に関するお手伝い

無料相談

秘密厳守

迅速対応

# お困りでは ありませんか？

売却して  
即現金化したい

空家と残置物を  
まるごと  
買取してほしい

相続不動産を  
賃貸活用したい

近隣に知られずに  
売却したい

**N** **NAGAREYAMA**  
有限会社 流山地所

地域密着流山市で 43 年  
不動産のことなら

【営業時間】9:00~19:00 【定休日】毎週水曜日

千葉県流山市南流山4丁目1番地の6 (専用駐車場あります)

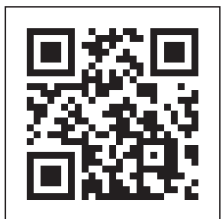
<https://nagareyamajisho.jp/>

お気軽に  
お問い合わせ  
ください

TEL:04(7159)8830 FAX:04(7159)8089

千葉県知事(12)6372号

公式ホームページ  
売却査定はこちらから!!



本誌ご持参で、商品券1,000円分プレゼント

# 流山市で相続税のことなら お任せください。

こんなお悩み事はありませんか？

相続が発生したが、何をしたらいいかわからない。  
相続税が発生するのか、いくらになるのかわからない。  
家や土地の価値がどのくらいになるのか知りたい。



初回相談から面談、お見積りまで  
**完全無料**です。財産概要を把握した  
段階で見積書をご提示いたします。

ご依頼者様のご状況によって必要な  
弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士等の  
**専門家**をご紹介します。

著書・セミナー講師等、**相続税の経験**  
**豊富な**税理士が対応いたします。

イラスト、図、グラフ等を使用した  
**わかりやすい説明**を  
心がけております。



代表税理士  
金井大輔

土日祝日、  
夜間も対応可能  
まずはお問い合わせ  
ください！

# ☎ 04-7192-8595

受付時間：9:00～17:00(平日)



## FINETAX

税理士事務所ファインタックス

〒277-0842 千葉県柏市末広町6番4号有岡ビル3階C

HP

お問い合わせ  
フォーム





# 「相続手続」「遺産分割協議」にお困りの方は 相続に強い

## 松戸法律事務所にぜひご相談を！

不動産登記、相続税申告も当事務所で完結！



当事務所は、戸籍の収集、遺産分割協議、預貯金口座の解約・引出、不動産の売却、建物の解体、不動産登記、相続税の申告全てを一括してお手伝いさせていただきます。

相続に関するすべての手続きをご依頼いただけます。

- 戸籍取得
- 預貯金口座の解約・引出
- 登記移転
- 遺産分割協議
- 相続税の申告
- 相続放棄
- 遺言相続
- 不動産登記
- 事業承継



弁護士 宇都宮 貴士  
相続に強い弁護士

- 遺言・相続の相談無料
- 話しやすい雰囲気
- 見積の提示
- 分かりやすい費用設定

相続放棄	5万円/人
遺産分割協議	20万円～
相続税の申告	20万円～
相続登記	10万円+登録免許税
相続一括パック	40万円～ <small>相続に必要な手続きが入ったパックです</small>

※すべて税込み

千葉県弁護士会所属  
松戸法律事務所

ご相談は無料です。相談料を気にせず、まずは相続に強い弁護士にご相談ください。経験豊富な弁護士がご面談、担当いたします。

松戸駅 徒歩2分

松戸市松戸 1286 番 2 M.Cresta 7 階

無料  
相談

☎ 047-703-8067

受付 9時～17時30分(月～金曜日)

遺品整理・不用品回収・お片付けでお困りではないですか？

年中無休・即日対応

お見積り無料

追加費用一切なし

# 遺品整理のプロ 遺品あんしん整理に 全てお任せください!!



～東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県で対応可能～

**遺品あんしん整理は業界最安値保証**

遺品整理  
業界最安値

※1kタイプ・作業人数1名の場合

**28,000円～** (税込)



関東全域1都6県対応  
あんしんの遺品整理士在籍  
遺品あんしん整理なら全て完結  
整理整頓・片付け清掃・不用品回収  
その場で高価買取・遺品の供養・特殊清掃

- 遺品あんしん整理が選ばれる**5つの安心**
- 安心1. お見積り後の追加費用一切なし
  - 安心2. 業界最安値を保証
  - 安心3. 365日、即日スピード対応可能
  - 安心4. 不要品の回収
  - 安心5. 貴重品から不動産まで一括買取

間取り	作業時間(目安)	作業人数	費用
1K	1～2時間	1名の場合	28,000円～
1DK	2～3時間	2名の場合	48,000円～
1LDK	2～3時間	3名の場合	68,000円～
2DK	2～4時間	3名の場合	88,000円～
2LDK	3～5時間	4名の場合	118,000円～
3DK	4～6時間	5名の場合	148,000円～
3LDK	4～6時間	5名の場合	168,000円～
4LDK以上	5～7時間	6名の場合	220,000円～

※現地確認をした上で詳しいお見積りをお出し致します。

買取ができる商品があった場合は、費用からお値引きさせていただきます！

**遺品あんしん整理**

— まずはお気軽にご相談ください —

**無料見積り & 即日対応**

**☎ 0120-357-664**

〒278-0022 千葉県野田市山崎1188

【営業時間】AM9:30～PM7:00

**年中無休**

# 相続まるごと支援センターでは、ひとつの窓口で 相続の手続きまるごとサポート!

**初回相談無料**

弁護士

不動産  
会社

司法書士

相続まるごと支援センター

行政書士

税理士



初回相談無料、**オンライン相談**もOK、  
**ご自宅にお伺い**いたします。相続専門相談員と、これから  
何をすべきかを一緒に整理しましょう!ご安心ください。  
ひとつの窓口であらゆる手続きをサポートします。

## 相続手続きでお困りではありませんか?

- 体が不自由で手続きのために外出ができない
- 仕事で役所に行く時間がない
- 難しい書類が多くてわからない
- 遠方に住んでいるため自分で手続きできない



## そんな相続に関するお悩みや手続きをサポートします!

様々な業務を  
ひとつの窓口でサポートします



たとえば→



## 一人で悩まずお気軽にお電話ください!



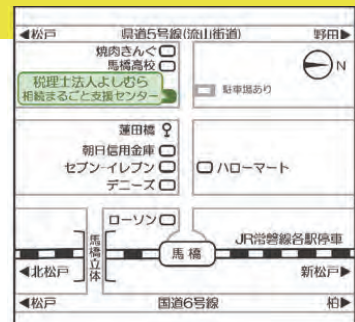
**相続まるごと支援センター**

(税理士法人よしむら 松戸で開業30年)

**[完全予約制]**ご予約はTELまたはQRコードから

**0120-37-8344**

千葉県松戸市西馬橋5-1-5 <https://so-maru.com/>



「遺品整理サービス」のご案内

# 遺品の整理

## はお済み でしょうか？

「こんな心配事ありませんか？」

料金の  
仕組みを  
知りたい



業者の  
対応スピードを  
知りたい



業者の  
選び方を  
知りたい



### **安心できる遺品整理**で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了まで  
お客様のご状況に合わせて寄り添いサポートいたします。

#### POINT 1 **選べる見積もり方法**



訪問

ご自宅に訪問して



ビデオチャット

対面なしで安心



写真

写真送付で最短30分

#### POINT 2 **一人ひとりを手厚く**

ご相談から施行まで、専任コンシェル  
ジュが一人ひとりに寄り添ってサポート  
いたします。

#### POINT 3 **比較もかんたん**

価格やサービスを比較できる、複数業者の  
一括見積もりをご利用いただけます。

**まずはLINEでお友達登録！**

LINE登録後、3つのお見積もり方法で  
すぐにご依頼いただけます。



まずはお気軽にお問い合わせください

通話料  
無料

# ☎ 0120-964-850

受付時間 9時-18時(年中無休)

安心できる遺品整理



「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。



税金の専門家と法律の専門家によるワンストップサービス!

# 相続

に関するご相談は  
税理士法人 Tax Cafe・Legal Cafe 司法書士事務所へ

相続税申告、不動産登記、  
財産の名義変更、遺産分割協議書の作成  
といった相続手続をワンストップでお手伝い致します。



## 税理士 プラス司法書士

相続専門の税理士と司法書士の合同事務所なので、ここだけで一通りの相続手続を完結できます。いくつもの事務所を訪ねる必要がありません。



## 相続専門 ・実績多数

これまで1500件超の実績があり現在も毎年100件以上の案件を承っております。地元流山市の案件を中心に、相続案件でしたら全国対応しております。



## 相続に強い ネットワーク

相続業務を専門とする弁護士はじめ他士業や不動産コンサルティング会社、その他専門家と連携しており、必要に応じて適切な紹介を致します。

初回相談無料  
zoom 対応可能

☎ 04-7150-7300 (Tax)

☎ 04-7150-0770 (Legal)

税理士法人 Tax Cafe  
Legal Cafe 司法書士事務所

千葉県流山市後平井 113-1 (運B101-1 街区2-2)

<https://souzoku-support-office.com/>

すべての案件を  
私達が担当します。



代表税理士  
藤本 陽子



代表司法書士  
大澤 拓郎

故人のご冥福を心からお祈りいたします。

# 故人とご家族の想いを大切にします

## 相続税の申告はお任せください。

相続税の手続きは本当に複雑です。悲しみも癒えないなか、期限だけが迫ってきてしまいます。やらなければならない作業は、相続人の確定、故人の財産の調査、遺産分割協議、不動産の名義変更など、本当に盛沢山です。

私たちは、これまでも多くの相続税申告や相続のサポートを行ってきました。少しでもご遺族の方の負担が軽くなるよう、お客様に寄添ったサービスをいたします。

### 手続き



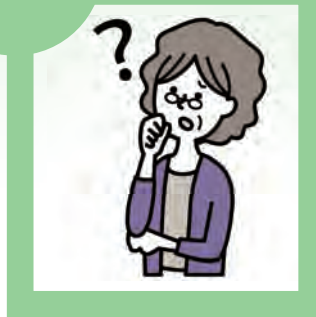
相続税の手続きは、何かからすればいいの？

### 調査



財産の調査を自分でするのが難しい…

### 協議



遺産分割協議ってなに？

まずはご相談ください。



ご相談は流山事務所、オンライン、ご指定の場所でお受けいたします。お気軽にお問合せください。

 COMPASSO コンパッソ税理士法人  
千葉流山事務所



**04-7155-0050**

受付時間 月～金 9:00～17:30 土日祝 休み



**info@compasso.jp**

千葉県流山市江戸川台東 3-90-2

※ 江戸川台駅東口より徒歩 5 分



LINE 公式アカウント

# 緑あふれる公園墓地 かしわ青光苑 永代供養墓



## 20万円

同時申込み割引有り



宗旨・宗派不問、  
入檀義務なし

後継者・管理費不要

毎月の墓前読経(※)

法名無償授与(※)

(※) 毎月1日13時30分より  
墓前にてお勤めしております。

(※) 「釋○○」という形で法名を  
無償で授与いたします。

## かしわ青光苑

04-7135-8484 / 柏市布施 700

管理者 浄土真宗本願寺派 西方寺

住所 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1121-2

電話 04-7163-0517

【許可番号】947号 【許可日】1994(平成6)年8月19日 【運営主体】宗教法人 西方寺





発行	流山市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発行年	2023年6月